

質 問 票

恐れ入りますが人数分コピーをお願いいたします。（表面のみのコピーで問題ございません）

事業所名称			
健康保険記号・番号	(記号)	(番号)	
カナ		生年月日	昭和 平成 年 月 日
氏名			

以下の質問項目について、ご回答ください。

当てはまる場合のみ、「はい」に☑をつけてください。「いいえ」の場合はその項目について☑は不要です。

質問項目		回答
服薬歴	【高血圧】 血圧を下げる薬を飲んでいますか？	☐ はい
	【糖尿病】 インスリン注射または血糖を下げる薬を飲んで いますか？	☐ はい
	【脂質異常症】 コレステロールや中性脂肪を下げる薬を飲んで いますか？	☐ はい
喫煙歴	現在、タバコを習慣的に吸っていますか？ (加熱式タバコ・電子タバコを含む) 【条件 1】最近 1 か月間吸っている 【条件 2】生涯で 6 ヶ月間以上吸っている、又は合計 100 本以上吸っている	☐ はい (条件 1 と 2 を両方満たす) ☐ 以前は吸っていたが 直近 1 か月は吸っていない (条件 2 を満たす)
既往歴	これまでに大きな病気や手術をしたことがあ りますか？	☐ はい ※「はい」の場合は病名等 ()
自覚症状	本人が自覚する症状はありますか？	☐ はい ※「はい」の場合は症状等 ()
他覚症状	医師から言われた症状はありますか？	☐ はい ※「はい」の場合は症状等 ()
採血時間	いずれかに必ず☑を入れてください	☐ 食後 1 0 時間以上 (空腹時) ☐ 食後 3.5 時間～食後 1 0 時間未満 ☐ 食後 3.5 時間未満
腹囲	腹囲を記入してください (自分で測ってくださって大丈夫です)	cm
健診実施機関名	健診実施機関名を記入してください	
医師の氏名	医師の氏名を記入してください ※ご不明な場合、「不明」とご記入ください	

＊ ご 協 力 あ り が と う ご ざ い ま し た ＊

裏面もご確認ください

【定期健診結果データの提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第 27 条において、保険者（協会けんぽ）は事業主等に対して定期健診結果の写しを提供するよう求めることができます。また、提供を求められた事業主等は、保険者に対して定期健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業主が定期健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報の保護に関する法律に抵触するものではありません。

【健診受診者（従業員）様へ】

この質問票は、高齢者の医療の確保に関する法律で実施を義務づけられている項目で、定期健診結果に記載されていない項目を補完するためのものです。

ご提供いただきました定期健診結果の写しについては、特定健診結果を登録後、適宜廃棄いたします。

«ご提供をお願いする健診結果の項目等»

ご提供いただく健診結果について、次の項目がそろっているかご確認をお願いいたします。

※そろっていない場合、お取り扱いできない可能性がございます。

身長、体重、BMI、腹囲、血圧、空腹時中性脂肪（注 1）、HDL コレステロール、LDL コレステロール（注 2）、空腹時血糖又は HbA1c（NGSP 値）（注 3）、肝機能（AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP））、尿検査（尿糖、尿たんぱく）

保険者番号、記号・番号、氏名（カナ）、生年月日、性別、健診機関名、健診受診日の基本データ並びに服薬歴、喫煙歴、メタボリックシンドローム判定、医師の診断（判定）、医師名、既往歴及び自覚症状・他覚症状の有無

（注 1）脂質検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時中性脂肪が測定できない場合は、随時中性脂肪でも可。

（注 2）空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合、LDL コレステロールの代わりに non-HDL コレステロールでも可。

（注 3）やむを得ず空腹時血糖以外において HbA1c（NGSP 値）を測定しない場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き随時血糖でも可。

【ご参考】

【高齢者の医療の確保に関する法律 第 27 条】～抜粋～

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

【健康保険法 第 150 条】～抜粋～

2 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるとものを提供するよう求めることができる。

3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。